

# 「オーディオスポットライト」レンタル申込書

株式会社プロジェクトケー レンタル事業部 御中  
TEL:045-253-7941 FAX:045-242-8373

当社（私）は、貴社の「レンタル料金」及び「レンタル約款」を承諾し、この申込書に記載のとおりレンタルの申し込みを致します。

申込者情報		申込日：平成 年 月 日	
ふりがな		会社印	
名称又は氏名			
ふりがな			
代表者名			
ふりがな			
本店住所	〒 -		
申込担当部署		申込担当者	
電話番号	( )	FAX番号	( )
資本金	万円	従業員数	名
事業内容		設立年月日	年 月 日
担当者メール	@		
ホームページ	http://		

## 希望レンタル期間

レンタル開始日	平成 年 月 日	返却予定日	平成 年 月 日
レンタル台数	AS16型 台	レンタル泊数	泊 日
ご利用目的 (具体的使用方法)			
使用場所 (使用会場所在地)			

## 支払条件等

お支払条件	銀行振込 代金引換 クレジットカード 小切手
ふりがな	
請求書送付先	〒 -
備考	

## その他

所在証明書類	法人登記簿謄本（履歴事項証明） 担当者様名刺
約款確認書	レンタル約款確認書 社名及び押印

## 「オーディオスポットライト」レンタルの流れ

予定レンタル期間の空き状況を確認

120日前よりレンタルの予約を受付いたします

希望レンタル期間のお見積書を送付

レンタル料金についてはお見積書を発行いたします

レンタル申込書及び約款確認書を送付受付

レンタル申込書と約款確認書を送付受付

10日以内に10%以上の予約金をお振り込み

レンタル料金の10%以上の金額を申込み金として申し受けます

レンタル開始4日前までに残金をお振り込み

レンタル料金の残金を申し受けします

レンタル開始指定日に機材を配送

ご指定の場所に機材を配送致します

レンタル終了指定日に機材を返却

延泊分がございましたら別途ご請求させていただきます

## オーディオスポットライトレンタル約款

### 第1条（総則）

本レンタル約款は、オーディオスポットライト（以下「機材」という）のレンタルに関して、お客様（以下「甲」という）と株式会社プロジェクトケー（以下「乙」という）との間に成立する賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用される。

### 第2条（発注、契約変更、キャンセル）

1. 申込みは、原則としてレンタル期間の120日前より受付を開始する。
2. 甲は、乙が申し込みを承諾した場合、乙所定のレンタル申込書（以下「申込書」という）及び乙が指定する所在証明書類等、本約款確認印を乙に郵便または宅急便にて送付し申込みすることとする。
3. 乙は、レンタル期間の希望に沿えない場合は、速やかにその旨を甲に通知することとする。
4. 甲が前項により申込書を送付し、乙が申込みを受託した後に、甲が注文の撤回または著しく内容を変更する場合は、乙に対し所定のキャンセル料を支払うものとする。

基準日数	14日前以前	4 - 14日前	前日より3日前	当日（発送前）	当日以降（発送済）
キャンセル料金	0%	10%	30%	50%	100%

### 第3条（レンタル期間）

レンタル期間は、申込書に記載した期間とし、乙が甲に機材を引き渡した日をレンタル開始日、甲が乙に当該機材を返還し、乙に到着した日をレンタル終了日とする。尚、返却日が乙の休日に該当する場合は、翌営業日をレンタル終了日とする。

### 第4条（レンタル料金）

1. レンタル料金は別途定めた現行料金表により計算されるものとする。
2. 乙は甲に対し、レンタル料金の明細を明らかにし、甲はこれをレンタル開始日の4日前までに乙に支払うこととする。尚、別途の定めなく支払いがない場合は、乙は契約解除をすることができる。
3. 申込み金は、レンタル料金の10%以上とし、申込み受託後10日以内に乙に支払うこととする。
4. 前項にかかわらず、乙が事前に承諾した場合には、別に定める支払い条件に従うことができる。

### 第5条（機材の引き渡し）

1. 乙は甲に対し、機材を甲の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日に引き渡し、甲は機材をレンタル終了日までに返還することとする。
2. 甲が乙から機材の引き渡しを受けた後遅滞なく機材の台数につき不足の申し立てがなかった場合は、申込書記載の台数どおり甲に引き渡されたものとする。
3. 甲が乙から機材の引き渡しを受けた後遅滞なく機材の性能の欠陥につき申し立てがなかった場合は、機材は通常の性能を備えた状態で甲に引き渡されたものとする。

### 第6条（不可抗力）

乙が甲に対し納期までに天災、地変、火災、戦争、内乱、その他不可抗力（乙の責によらないものに限る）により機材の納期を完了できないことが明らかになったときは、その事由の継続する期間に限り、乙は遅滞の責を負わないものとする。

### 第7条（担保責任）

乙は、甲に対し、引き渡し時において機材が正常な性能を備えていることのみを担保とし、機材の商品性、又は甲の使用目的への適合性については担保しない。

## 第 8 条（機材の取り替え）

1. 機材引き渡し後の甲の責めに帰すべからざる事由に基づいて、機材が正常に作動しなくなった場合、乙は機材を速やかに交換、又は修理するものとする。この場合、乙は機材の交換又は修理のために使用が妨げられた期間のレンタル料金を日割計算により減免するものとする。
2. 乙は前項に定める以外の一切の保証をしないものとする。

## 第 9 条（機材の使用保管）

1. 甲は、機材を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する費用は甲が負担する。また、甲は申込書に記載した利用目的以外に機材を使用しないものとする。
2. 甲は、以下の行為を行うことができないものとする。
  - A. 機材を譲渡、転貸、又は改造、分解、修理、内部調整をすること。
  - B. 機材に貼付された標識類を汚損又は除去すること。
  - C. 機材について質権及び譲渡担保、その他機材の所有権、並びに乙の権利の行使を制限する一切の権利を設定すること。
  - D. 甲は、機材について他からの強制執行やその他法律的・事実的障害がないように保全するとともに、仮にこのような事態が生じたときは、直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとする。

## 第 10 条（機材の滅失、毀損、一部分解）

甲の責めに帰すべき事由により機材を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）又は毀損、一部分解（所有権の侵害を含む）した場合、甲は乙に対し、代替機材（新品）の購入代相当額又は修理相当額を支払い、損害があるときはこれを賠償する。なお、甲は物件の使用可否にかかわらず、レンタル期間中はレンタル料の支払義務を免れない。

## 第 11 条（機材の輸出禁止）

甲は、機材を日本国内においてのみ使用する。海外への持ち出しは乙の承諾が必要とする。

## 第 12 条（保険）

1. 乙は甲が求める場合には機材に対し、動産総合保険を不保する。
2. 物件に保険事故が生じた場合には、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、乙の保険受領手続きに協力し、必要な一切の書類を遅滞なく交付する。
3. 甲が前項の義務を履行した場合には、甲が乙に賠償しなければならない第 10 条の金額について、乙が受領した保険金の限度でその義務を免除される。但し、甲が前項の通知義務、協力義務を怠り、又は機材の滅失毀損について故意又は重過失がある場合は、この限りではない。

## 第 13 条（中途解約）

他に定める場合を除き、レンタル期間中、レンタル契約を解約することはできない。甲は、レンタル期間中機材を返還した場合でも、レンタル期間のレンタル料金全額を乙に支払うこととする。

## 第 14 条（即時解約等）

1. 甲が次の各号の一つにでも該当する場合、乙は甲に対して通知又は催告をすることなくレンタル契約を解除することができる。
  - A. レンタル料の支払いを 1 回でも遅滞したとき。
  - B. レンタル契約の各条項に違反したとき。
  - C. 支払いを停止し、または手形・小切手を不渡りにしたとき。

- D . 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、または整理、民事再生、破産、会社更生などの申立があったとき。
  - E . 営業の停止、解散の決議をし、又は業務停止の処分を受けたとき。
  - F . 営業が引き続き不振であり、または営業の継続が困難であると乙が認めたとき。
- 2 . 前項によりレンタル契約が解除された場合、この解除により乙に損害が発生したか否かに拘わらず、乙は甲に対し所定の違約金を請求することができる。
  - 3 . 乙によって第 1 項及び第 2 項の処置がとられた場合でも、レンタル契約に基づくその他甲の義務（第 1 項の解除により乙に生じた損害の賠償義務を含む）は何ら免除されない。
  - 4 . レンタル契約に基づく甲の義務の不履行に関する一切の費用は、甲の負担とする。

#### 第 1 5 条（機材の返還）

- 1 . レンタル期間の満了、契約の解除、解約、その他の事由によってこの契約が終了したときは、甲は直ちに機材を乙に返還する。万一返還を遅滞した場合は、甲は機材の返還完了まで第 4 条のレンタル料相当額を損害金として乙に支払い、かつ本契約に定められたすべての義務を履行する。
- 2 . 返還時に、機材が損傷等により現状と異なるときは、甲はその修理もしくは復旧費用を負担する。
- 3 . 甲が機材を直ちに返還しない場合は、乙は機材をその保管場所に立ち入って回収することができる。この場合、乙が機材の返還を得るため必要な措置をとったときは、甲は乙の当該作業に要した一切の費用（撤去費用、運送費用、訴訟費用、弁護士費用等含む）を負担する。

#### 第 1 6 条（遅延利息）

甲がレンタル契約に基づく債務の履行を遅滞したとき、甲は乙に対し、製品代金の 2 倍を限度として 1 台 8 , 4 0 0 円 / 日の遅延レンタル料を支払う。

#### 第 1 7 条（乙の権利の侵害）

- 1 . 甲は、レンタル期間中、又は乙に機材を返還した後であるかに拘わらず、機材の構造、形状その他一部を模擬して製作することはできない。
- 2 . 甲が、本約款の各条項に違反した場合は第 1 4 条 1 項 2 号の規定により契約を解除するものとし、乙は甲に対し知的所有権の侵害等で損害賠償を求めることができるものとする。

#### 第 1 8 条（通知・報告義務）

- 1 . 甲に第 1 4 条 1 項各号のいずれかの事由が発生したとき、又は甲の住所、商号、代表者、申込責任者に変更があるときは、甲は直ちにその旨を乙に書面で通知しなければならない。
- 2 . 乙から要求があったときは、甲はいつでも機材の設置、保管、使用の状況について乙が指定する方法で報告しなければならない。

#### 第 1 9 条（合意管轄）

レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本社所在地を管轄する横浜地方裁判所または横浜簡易裁判所を合意管轄裁判所とする。

#### 第 2 0 条（特約条項）

本約款に定めていない事項は、お互い協議により解決するものとする。

上記のレンタル約款を確認し承諾しましたので、申込書と共に送付いたします。

会社印

会社名

担当者名

---

# AUDIO SPOTLIGHT RENTAL PRICE 2008

- ・ レンタル料金には、往復の配送費用（沖縄・離島を除く）及び消費税を含んでいます。
- ・ セットには、スピーカ本体、専用アンプ、ケーブル類が含まれています。尚、スピーカ設置のマウント類はセットに含まれません。マウント類は別途ご購入されるか各自でご用意下さい。
- ・ 日数のカウントは、レンタル製品到着日より、弊社へ返却到着日となります。最低5泊より
- ・ スピーカの設営及び撤去の出張サービスは行っておりませんが、感度調整、使用方法の説明、プレゼンテーションの出張サービスは別途料金にてお受けしております。
- ・ レンタル料金は、原則として前金とさせていただきます。クレジットカードの使用も可能です。
- ・ 2008年10月1日基準

システム	1セット	2セット	3セット	4セット	5セット	6セット	以降1セット
基本料金	¥21,000	¥21,000	¥21,000	¥21,000	¥21,000	¥21,000	¥0
往復送料	¥3,150	¥6,300	¥9,450	¥12,600	¥15,750	¥18,900	¥3,150
1日単価	¥4,200	¥8,400	¥12,600	¥16,800	¥21,000	¥25,200	¥3,150
5泊6日	¥45,150	¥69,300	¥93,450	¥117,600	¥141,750	¥165,900	¥22,050
6泊7日	¥49,350	¥77,700	¥106,050	¥134,400	¥162,750	¥191,100	¥25,200
7泊8日	¥53,550	¥86,100	¥118,650	¥151,200	¥183,750	¥216,300	¥28,350
8泊9日	¥57,750	¥94,500	¥131,250	¥168,000	¥204,750	¥241,500	¥31,500
9泊10日	¥61,950	¥102,900	¥143,850	¥184,800	¥225,750	¥266,700	¥34,650
10泊11日	¥66,150	¥111,300	¥156,450	¥201,600	¥246,750	¥291,900	¥37,800
11泊12日	¥70,350	¥119,700	¥169,050	¥218,400	¥267,750	¥317,100	¥40,950
12泊13日	¥74,550	¥128,100	¥181,650	¥235,200	¥288,750	¥342,300	¥44,100
13泊14日	¥78,750	¥136,500	¥194,250	¥252,000	¥309,750	¥367,500	¥47,250
14泊15日	¥82,950	¥144,900	¥206,850	¥268,800	¥330,750	¥392,700	¥50,400
15泊16日	¥87,150	¥153,300	¥219,450	¥285,600	¥351,750	¥417,900	¥53,550
16泊17日	¥91,350	¥161,700	¥232,050	¥302,400	¥372,750	¥443,100	¥56,700
17泊18日	¥95,550	¥170,100	¥244,650	¥319,200	¥393,750	¥468,300	¥59,850
18泊19日	¥99,750	¥178,500	¥257,250	¥336,000	¥414,750	¥493,500	¥63,000
19泊20日	¥103,950	¥186,900	¥269,850	¥352,800	¥435,750	¥518,700	¥66,150
20泊21日	¥108,150	¥195,300	¥282,450	¥369,600	¥456,750	¥543,900	¥69,300
21泊22日	¥112,350	¥203,700	¥295,050	¥386,400	¥477,750	¥569,100	¥72,450
22泊23日	¥116,550	¥212,100	¥307,650	¥403,200	¥498,750	¥594,300	¥75,600
23泊24日	¥120,750	¥220,500	¥320,250	¥420,000	¥519,750	¥619,500	¥78,750
24泊25日	¥124,950	¥228,900	¥332,850	¥436,800	¥540,750	¥644,700	¥81,900
25泊26日	¥129,150	¥237,300	¥345,450	¥453,600	¥561,750	¥669,900	¥85,050
26泊27日	¥133,350	¥245,700	¥358,050	¥470,400	¥582,750	¥695,100	¥88,200
27泊28日	¥137,550	¥254,100	¥370,650	¥487,200	¥603,750	¥720,300	¥91,350
28泊29日	¥141,750	¥262,500	¥383,250	¥504,000	¥624,750	¥745,500	¥94,500
29泊30日	¥145,950	¥270,900	¥395,850	¥520,800	¥645,750	¥770,700	¥97,650
30泊31日	¥150,150	¥279,300	¥408,450	¥537,600	¥666,750	¥795,900	¥100,800
以降単価	1セット1日当たり¥3,150を加算						
延長単価	予定期日を経過後の延長1セット1日当たり¥8,400を加算（後日ご請求）						
出張サービス	4時間42,000円（神奈川県・東京23区）他地域別途相談						